

令和2年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和3年1月8日

1月8日(金)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文 主 査 高 橋 亮 太 郎
主 事 大 崎 隼 矢

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 篠塚正則委員、14番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

会で3条、5条あわせて提出されています。

なお、一時転用の案件につきましては、総会議案12ページの議案第3号整理番号13番で
ご審議いただきます。

3条の賃借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と
同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号11番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号17番、18番は、それぞれ耕作の利便を図り、農業経営の合理化を進めるため交
換による所有権移転をするものです。

以上、18件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る、12月24日、木曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1
班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は18件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号9番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許
可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調
和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号9番については、(農地法第3条第2項ただし書)に定められている「申請
農地の営農に支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に、支障はないか」・「申請農地
の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われま

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願ひいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番、2番、3番の3件について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番、2番および3番について、伊東推進委員と現地調査等を行った
結果を説明いたします。

なお、整理番号1番・2番および3番については、譲受人が同一であるため一括して説明

いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため各譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇栽培を計画しており経営面積は10ヘクタールを目標としております。農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番、6番の3件について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号4番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため譲渡人の農地を買い受けるものであります。譲受人は、地元食堂に販売を計画しており、経営面積は5年程度で10,000㎡を目標としております。

申請地は、譲受人の自宅から近く通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

なお、整理番号6番と譲受人は同一です。

続きまして、整理番号6番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため譲渡人の農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

譲受人は、地元食堂に販売を計画しており経営面積は5年程度で10,000㎡を目標としております。

譲受人の自宅に近く通作に支障がないことから、使用貸借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番、8番、9番の3件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号7番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号8番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号9番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

本申請は、議案第3号整理番号1番、営農型太陽光発電施設の申請に、関連するものです。

〇〇〇〇が耕作を継続しながら譲受人が農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われませんが議案第3号整理番号1番に関連していることから、本総会にて、議案第3号整理番号1番が許可相当との意見を附して、進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる事が望ましいと思われしますので、一時転用の許可と同時に3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番、11番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大および経営形態の多様化を図るため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、パネルの下の農地には、〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇を作付けする予定であります。

譲受人は、主に〇〇地域で営農しており、農地の維持管理については支障ないと思われませんが、申請土地においては太陽光発電の設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が議案第3号整理番号13番において、今回同時に上程され関連があることから本総会において、議案第3号整理番号13番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の賃借権の許可は一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思われまので、一時転用の許可と同時に3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号11番について、説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給のため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号12番について、11番 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、高木推進委員には電話にて説明してあります。

この申請は、譲渡人は高齢で〇〇〇〇であるため、従前から管理をしている妻と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番について、14番 菅谷樹雄委員。

1 4 番菅谷委員 整理番号13番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅の近隣農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、〇〇である譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号14番について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号14番について、現地調査等行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。申請地は、譲受人の自作地に隣接していることから、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号15番、16番、17番、18番の4件について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号15番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の農業経営の規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、規模拡大をしたい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人は農業経営規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号17番、18番について、根本推進委員には電話にて連絡してあります。関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、8ページで、整理番号は1番です。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地にです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1 班長 林 藤江委員。

1 5 番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

整理番号1番について、書類及び写真で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には連絡してあります。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇〇〇〇〇〇〇を過ぎて、次の〇〇を左折すると右手に〇〇〇〇〇〇〇があります。その隣りの農地になります。

本件は、申請人は宅地に挟まれ、耕作がされていない申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立ては行わず、雨水は自然浸透処理となります。

また、申請地は隣接する農地より低地であるため、土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から北へ約〇キロ行った所の〇〇〇〇〇〇の〇〇を右折し、〇〇メートル位行った〇〇〇の所に〇〇がある所を左へ曲がって〇〇メートル位の右側の所です。

本件は、申請人は〇〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇〇〇〇を営む法人ですが、周辺の住環境が整い、居住の需要が見込める申請地に賃貸用の長屋住宅を2棟建築し、水路を整備するものです。

申請地では、接地する道路と同じ高さまで盛土を行います。

雨水は、雨水貯留浸透施設により処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ接続し放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇土地改良区より転用同意も受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号12番、13番の2件について、13番 鶴澤幹司委員。

13番鶴澤委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、齋藤推進委員におかれましては電話にて説明してございます。

まず、場所でありますが〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと、〇〇〇〇〇〇〇〇の所に〇〇がございまして、そこを右折、約〇〇メートルほど行きますと〇〇〇ありまして、それを左折、約〇〇メートル行った右側がこの場所です。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておりますが、手狭となっているため実家の隣接地である申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立ては行いません。

雨水は、敷地内にて雨水浸透枘により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽から敷地内処理槽により処理します。

また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、齋藤推進委員におかれましては電話にて説明してございます。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと、〇〇〇に架かる〇がございませう。その手前右側がこの場所です。

本件は、譲受人は市内に所在する農地所有適格法人ですが、営農を適切に継続しながら一時的に支柱を立てて、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺農地の耕作に支障がないと考えられます。

なお、下部農地での営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号14番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号14番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から東へ〇メートルほど行った道路沿いです。

本件は、譲受人は現在実家で暮らしておりますが、手狭となっているため実家から近い申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立ては行いません。

雨水は、敷地内にて雨水浸透枡により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地とは、ほぼ平坦なため土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは14ページから43ページで、整理番号は1番から58番です。

議案内容の概要については、別添付属資料のとおりです。

以上58件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは44ページから61ページで、整理番号は1番から26番です。

議案内容の概要については、別添付属資料のとおりです。

以上、26件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号15番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号15番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号15番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号の整理番号15番を除く25件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号15番を除く25件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号15番を除く25件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は41件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は8件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎日程第10 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和3年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人